

## 第1回再生医療抗加齢学会学術総会 演題募集のお知らせ

### 1. 登録方法

「一般演題」について2件公募いたします。演題募集につきましては、次の**演題受付専用メールアドレス**まで (mail info@remed-aa.com) お知らせください。

企画演題の演者（指定演者）の方については、別途抄録依頼をいたします。

### 2. 演題受付期間

2024年3月1日（金）～2024年3月31日（日）

### 3. 一般演題発表形式

- ① 口演発表（ご希望を伺った上で主催側にて最終決定します）
- ② 発表言語 \_日本語または英語 \_
- ③ 字数制限：演題タイトル（日本語もしくは英語/和文60字以内/英文20ワード以内）  
抄録本文（日本語）：800字以内※数字・記号は半角  
抄録本文（英語）：半角1600字以内※数字・記号は半角
- ④ スライド及びポスターは現地における受付を基本とします。 \_

### ～入会のご案内～

再生医療抗加齢学会 事務局

ご入会・オンラインでの会員登録はサイトよりご登録をお願いいたします。

#### 学会事務局連絡先

住所 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2丁目6-39 ジラソーレ大名 5F

TEL 092-738-5180

FAX 050-3174-9737

mail info@remed-aa.com

担当：富士展寛

本学術総会での演題の発表は、2024年学会年会費の完納、また、第1回総会参加事前登録が必須となります。

- 2024年4月12日までに、第1回総会参加費の納入をお済ませください。
- **総会当日に会費未納、参加未登録の場合は、発表が認められません。ご注意ください。**

#### 4. 登録時の諸注意

- ① 演題募集締切後は、演題の新規登録・修正・削除の操作は一切できません。締切直前は演題登録ページへのアクセスが困難になることが予想されますので、十分に余裕をもってご応募ください。
- ② 利益相反の有無を演題登録時に必ず回答してください。本人及びそれぞれの配偶者、一親等親族、または収入・財産を共有するものについて、演題登録時に、登録前の過去3年間における発表演題に関連する企業・団体等との利益相反状態の有無を申告する必要があります。利益相反状態が有る場合には、その企業・団体名等を記入してください。回答のない演題は不採用となります。演題発表時にはCOI開示スライドを演題タイトルの次に明示してください。COI開示スライドのサンプルについてガイドが必要な場合には事務局までお問い合わせください。
- ③ ネットワーク環境、セキュリティ設定、使用ブラウザなどの影響でホームページから演題を登録できない場合があります。ご勤務先などのPCで登録できない場合は、ご自宅のネットワーク環境のアクセス、ブラウザの変更などを試してみてください。なお推奨ブラウザはGoogle Chromeとします。
- ④ 演題登録完了です。という確認メッセージの表示をもって、登録完了となります。

#### 5. 演題の採否

演題の採否は、プログラム委員会による査読により決定し、4月上旬を目途に、運営事務局よりご連絡をいたします。

## 一般演題カテゴリー

### 再生医療に関する各応募カテゴリー

1	遺伝子（ゲノム解析・診断、遺伝子治療）
2	細胞基礎（細胞死、細胞内小器官、細胞老化、エクソソーム）
3	細胞臨床（老化細胞除去、細胞治療、再生医療）
4	免疫・炎症・酸化ストレス
5	男性医療
6	女性医療
7	脳・神経・認知症
8	循環器・腎臓・代謝内分泌
9	呼吸器・感染症
10	消化器・血液

11	感覚・知覚
12	運動・運動器
13	口腔
14	見ため（皮膚・容貌・体型）

## 学術総会における応募演題の倫理規定とその運用について

再生医療抗加齢学会では、令和3年6月30日に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が施行されたことを受け、学術総会における演題登録時の倫理規定に反映、遵守致しております。

倫理審査が必要な研究で、倫理審査委員会での審査を経ずに行われた研究は、演題採用はできません。倫理審査が必要な研究については、倫理審査委員会の承認を得るようにしてください。

学術総会における演題登録の際には、倫理規定に従い申告をしてください。会員の皆様には「ヘルシンキ宣言」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」、「手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」、「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」等の医学研究に関する倫理指針の内容をご確認の上、遵守をお願い致します。

## 人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針

この指針は、人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。全ての関係者は、次に掲げる事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。指針等を遵守し、適正な研究の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

① 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。 ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。 ③ 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。 ④ 独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。 ⑤ 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。 ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。 ⑦ 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。 ⑧ 研究の質及び透明性を確保すること。

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方
- 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- 異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針

- ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針

に該当しない研究、指針の適応除外になっている研究、ヒトを対象としない研究は倫理審査委員会に申請する必要がない研究となります。

なお、倫理審査委員会に諮る必要が無い研究の場合も、研究者が自発的に審査にかけることを妨げたり、被験者の同意を免除するものとするものではありません。

1. 登録に際してはガイドランスにて詳細をご参照ください。
2. 登録演題（発表内容）が該当する項目一つを選んで下さい。

## ■ 倫理審査が不要な研究

### 1. 人（試料・情報を含む）を対象とする医学研究以外の研究

※ 人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動に関する研究の場合は、医学系研究となり倫理審査が必要です。

### 2. 特定の被験者についての症例報告

研究目的とした介入や侵襲のない数例程度の症例報告

※ ただし、症例報告でも以下の場合は、倫理審査が必要です。

- ・ 研究的侵襲が発生
- ・ 研究目的の採血
- ・ 検査・撮影が行われる。
- ・ 個人が同定される可能性が高い（稀少疾患の患者や、報道等で病院、個人名の子供など）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析が含まれている報告
- ・ 研究者が必要と思う場合（学会・研究会・発行元からの倫理審査委員会による審査要求を含む）

### 3. 既に匿名化されている既存資料（情報・データ）のみを用いる研究

研究開始前から存在する既存資料で個人情報と結びつかない資料のみを用いる研究。なお、個人情報と結びついた資料を研究のために匿名化する作業は、その時点からすでに研究に着手していることになり、匿名化の段階で、研究者が個人情報に触れることになるため、倫理審査が必要となります。

### 4. 論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究、あるいは法令に基づく

5. 一般に入手可能なヒト（由来）細胞（ヒト ES 細胞、ヒト iPS 細胞、ヒト組織幹細胞）のみを用いた基礎研究/再生医療に関係した臨床研究  
再生医療について基づいて各施設で適切な対応のもとに実施された研究であり、特定臨床研究に相当する研究の場合は、臨床研究法が求める対応が必要となります。

■ 観察研究で倫理審査委員会の承認を必要とする研究

■ 介入研究で倫理審査委員会の承認を必要とし、公開データベースへの登録が行われる研究

■ その他のカテゴリーの研究で倫理審査委員会の承認を必要とする研究

倫理委員会承認番号

臨床試験登録番号（UMIN 等）

■ 特定臨床研究で認定臨床研究審査委員会の審査を経て厚生労働大臣に実施計画を提出しておこなわれている研究

倫理委員会承認番号

臨床試験登録番号（UMIN 等）

■ 遺伝子治療やヒト（由来）細胞を用いた臨床研究で国の承認を必要とする研究

承認番号

## 参考資料

---

1. [日本医師会 ヘルシンキ宣言](#)
2. [個人情報保護委員会 個人情報保護法について](#)
3. [人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針](#)
4. [遺伝子治療等臨床研究に関する指針](#)
5. [手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方](#)
6. [厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針](#)
7. [異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針](#)
8. [ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針](#)
9. [ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針](#)
10. [廃止となった指針](#)
  - 1.人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
  - 2.ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
  - 3.疫学研究に関する倫理指針
  - 4.臨床研究に関する指針
  - 5.ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

## 利益相反（COI）

---

再生医療抗加齢学会は総会において運用要項の通り、抄録または発表データの登録時においては、過去1年間における利益相反の有・無のみを自己申告していただきます。

総会内で発表される場合は、「再生医療抗加齢医学会 利益相反（COI）」に基づき、演題規定の書式（Wordリンク）により利益相反に関して再生医療抗加齢医学会へ報告していただくことが必要となります。筆頭演者には、講演スライド・ポスター上で、利益相反の有・無および有の場合には、企業名を公表していただきます。「利益相反の基準」および「公表の基準細則」については、別途、利益相反（COI）のページをご参照ください。

### 適用

会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する総会・講習会・講演会など主催する研究会・講習会・講演会、市民公開講座など（以下、講演会などという）において発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、今回の演題発表に際して、医学研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去1年間におけるCOI状態の有無を、抄録または発表データの登録時に自己申告が必要です。特別講演、招待講演、シンポジウム、ワークショップ、市民公開講座、共催セミナー（ランチョン、イブニング、モーニング等）などを含む、総会のすべての講演発表が対象です。

利益相反の申告、利害関係の有無については、ご自身でご判断ください。なお、不明な点がありましたら、学会事務局にお問い合わせください。

## 総会当日のスライドでの公表について

---

スライド筆頭発表者は該当する利益相反状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）、あるいはポスターの最後に開示してください。

**【口演の場合】** タイトルの次のスライドにて開示する

申告すべき COI 状態がない場合とある場合のサンプル表示。

## 演題登録の「確認・修正」

---

演題受付期間内であれば、一度登録された演題の変更が可能です。

## 演題の採否通知

---

演題の採否・発表日時などにつきましては会長にご一任ください。2024年4月頃に電子メールで採否を通知し、ホームページに採否ならびに発表形式などを公開いたします。

※郵送による通知は行いません。

## 演題登録についてのお問合せ先

---

第1回再生医療抗加齢学会 学術総会運営事務局

### 学会事務局連絡先

住所 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2丁目6-39 ジラソーレ大名 5F

TEL 092-738-5180

FAX 050-3174-9737

mail [info@remed-aa.com](mailto:info@remed-aa.com)

担当：富士 展寛